



【社長から～心にとめておきたい言葉】

悪くなったのは自分のせい、良くなったのは他人のおかげ

【まごころ通信】by小峰裕子

第46話 伝える力

話芸とはこのことだったのか！10年ほど前でしょうか。突然、落語の魅力に目覚めました。友人から「落語のチケットが回ってきたから行かない？」と誘われたのですが、最初の関心はもっぱら終わった後の食事でした。

それまで落語といえ、古くさい噺をお年寄りが楽しむものぐらいに思っていました。落語家は「桂歌丸」始め数人の出演でした。テレビに出ている人を眺めに行くぐらいの気分で、おそらく退屈な時間になるだろうと決め込んでいたらびっくりです。新しい世界がポツカリと現れたのです。

演者である落語家は、物語の登場人物を巧みに演じ分けます。座布団に座ったたったひとりの落語家を見ているはずが、自分の目の前に物語の世界がどんどん広がって見えてくるのです。舞台セットはありません。声の抑揚、顔の表情、間の取り方、気がついたら勝手に想像力が働き出し、タイムマシンもないのに脳内が江戸になっていて、笑いあり人情ありからの観客との一体感ある話芸に酔いしれました。その日の最後の演者は桂歌丸師匠でしたが、絶妙なアドリブや「艶」と言ってもいい言葉以外の表現力は圧倒的で、磨きがかかった話芸は「伝える力」そのものと素直に感動しました。

それからというもの、毎年、博多・天神落語まつりに出かっています。落語家は「笑点」や、バラエティ番組に出ている人だけではありません。関東だと「三遊亭」「林家」「桂」「柳家」などがありますが、師匠が違いますから個性豊かです。本当はホールではなく、「寄席」で木戸賃を払い気軽に楽しみたいのですが、その時は願わくばもう一度、桂歌丸師匠の噺を聴いてみたいモノです。



■□■———10月の記録———□■□

【今月の自己申告ノルマ:達成】

今月は、酒匂さんが自己申告した売り上げ目標を達成しました。社長より業績給が支給されます。

【今月の売上トップ】

賃貸仲介手数料トップ藤原さん  
売買仲介手数料トップ酒匂さん



【今月の管理受託物件】

松島2丁目駐車場



【酒匂店長より】

社内のパソコン管理システムがいくつか変更となっています。その都度お知らせしていますのでよく確認して作業してください。

【10月の社内研修会】強制参加

10月5日(木) 16:00～17:30

テーマは「宅建取引士試験対策」

講師は小峰裕子さんです。

社長と飲む日は箱崎の老舗「海門」でした。



【しあわせ倍増コラムのご案内 ホームページ掲載】

借金と相続する場合、留意しなければならないことは？弁護士の江口正夫氏の投稿です。HPでは、ブログやフェイスブックなどで日々の取り組みや様子を観ることが出来ます。

<http://taiyo-f.jp/column>

【社内レクリエーションで四社参りに行きました】

10月21日(土) 全員で筥崎宮、恵比寿神社、櫛田神社、住吉大社の四社参りに行きました。

10月11日(水) 小峰裕子さんがTAP実務セミナーに参加しました。テーマは「空き家の現状と課題」、講師は上田真一氏でした。

10月13日(金) 小峰裕子さんが代表を務める【相続マイズ福岡】第7回特別研修会を開催しました。テーマは「相続税改正後の相続の実態と、それを踏まえた最新の相続対策について」、講師は税理士の平川茂氏でした。

【レッツスタディ】No.56 文責:酒匂房信  
「民泊新法の施行」について



最近では、『民泊』という言葉をよく耳にします。アパートやマンション、一軒家の空室を活用した、新しい宿泊事業に興味を持った方も多いのではないのでしょうか。

しかし、これまでの民泊は、日本の「旅館業法」という厳しい規定が障害となり、なかなかビジネスとして稼働できない状態が続いていました。実働している施設も、福岡で多くは見かけません。そんな中、2018年6月より「民泊新法」が施行されます。半年後ですからもうすぐですね。そのなかで「民泊」は

- ①旅館業以外の方が住宅に利用者を宿泊させる行為
- ②年間180日を越えないもの

と位置づけられ、旅館業法に縛られず営業を行うことが可能となります。「ウチも民泊をしよう!」と思われるかもしれませんが、当然その他の細かな制限があります。代表的なものを挙げると、

- ①民泊運営には都道府県知事等への届出が必要
  - ②家主不在型は、住宅宿泊管理業者に委託が義務付け
  - ③住宅宿泊仲介業者との連携が必要なケースがある
- など。

さらに新法以外にも、各自治体の条例等も関係してきますので、しっかりと調査しないといけません。

当然、宿泊施設を提供するわけですから、安全で快適な環境を用意する必要があり、どんな部屋でも貸し出しができるわけではありません。施設の条件も確認が必要になってきます。

そして、デメリットの部分『騒音問題』。やはり旅行者の立場と近隣住民との間の「住まい」についての認識のブレが生じています。旅行者は深夜でも旅行気分です。

分譲マンション等で生活している居住者とのトラブルは避けられず、多くの物件で「民泊禁止」の掲示物を見かけます。

国や自治体レベルでの法令施行により、今後地域との「住み分け」を適切に行い、旅行者はもちろん、住み続ける地元の方からも愛される仕組みができればと願うばかりです。まだ施行前のガイドライン修正や、地方自治体での条例の制定まで時間があります。もしかしたら皆様のご自宅の隣が民泊に利用される日が来るかもしれません。今後の動向に目が離せませんね。



■□■—————11月の予定—————□■  
【11月のお誕生日】



11月のお誕生日はいません。

【特別社内研修】全員強制参加

11月9日(木) 店舗営業は14:00で終了してください。  
14:00～ コンプライアンス清掃  
16:00～ 社内研修会 テーマは「まるわかり家族信託」講師は小峰裕子氏です。  
18:00～ 社長と飲む日

【月次報告会議】任意参加

11月7日(火) 7:40～8:00  
8:00～8:30は町内清掃を行います。

【素直塾】全員強制参加

11月28日(火) 17:00～18:00  
18:00～本会議(任意参加)

【月次営業会議・異見会】店長以上参加

11月14日(火) 18:00～19:00

【早朝勉強会】任意参加

11月21日(火) 8:30～8:50  
テーマは「ビジネスマナーあれこれ」です。

【今月の社員】 鶴 奈都恵

皆さん こんにちは。

大洋不動産の鶴です。大変個人的なご報告で恐縮ですが、実は今年の12月に結婚することになりました。周囲にはかなりの晩婚になるだろうと思われていたので、親戚・友人等に報告するとかかなりびっくりされます。が、実は自分自身もまだ少し驚いています。実際、実感があるかと言われるとまだ無いのかもしれませんが。育った環境のまったく違う2人の人間が共同生活をしようとするのですから、思ってもいないことがあるんでしょうね。既婚の友人のお話を聞くとやはり、楽しいことも大変なことも色々あるみたいです。今までは話半分で聞き流していた事が私にも起きるかも…。笑  
何があっても絶対に大丈夫!とは言えませんが、何事も経験してみないと分かりません。お互いに円満な関係が続くように、できるかぎり努力していきたいです。

